



セカンドオピニオン

滋賀銀行 ポジティブインパクトファイナンス

2026年3月31日

株式会社シンコーメタリコン

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は滋賀銀行がシンコーメタリコンに対して実施するポジティブインパクトファイナンスについて国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が制定したポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。

R&I は別途、滋賀銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制が PIF 原則に適合していることを確認している¹。今回のファイナンスに関して滋賀銀行の調査資料の閲覧と担当者への質問を実施し、実施体制が本件に適用されていることを確認した。

滋賀銀行が実施するインパクトファイナンスの概要は以下のとおり。

(1) 対象先

社名	株式会社シンコーメタリコン
所在地	滋賀県湖南市
創業	1933年
資本金	3,000万円
事業内容	溶射加工
売上高	14億5,175万円(2025年10月期)
従業員数	89名(2025年10月時点)

(2) インパクトの特定




滋賀銀行は対象先の事業内容や活動地域等についてヒアリングを行い、バリューチェーンの各段階において発現するインパクトを分析し、特定したインパクトカテゴリをSDGsに対応させてインパクトニーズを確認した。また、環境省が策定した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に示された日本国内のインパクトニーズマップを参照し、融資先の事業に関連するSDGsの取り組みは重要性が高いことを確認した。

(3) インパクトの評価


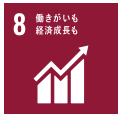
滋賀銀行は特定したインパクトの実現を測定できるようにインパクトの内容を整理してKPIを設定した。ポジティブインパクトはSDGs達成に寄与する取り組みとして追加性があると判断した。また、滋賀銀行が掲げる重点課題(マテリアリティ)と方向性が一致することを確認した。

¹ 2021年9月28日付セカンドオピニオン「滋賀銀行 インパクトファイナンス実施体系」
https://www.r-i.co.jp/news_release_suf/2021/09/news_release_suf_20210928_jpn_06.pdf

① 溶射による社会・産業インフラの長寿化および高機能化

インパクトの種類	社会的側面においてポジティブインパクトの増大 経済的側面においてポジティブインパクトの増大 環境的側面においてポジティブインパクトの増大
インパクトカテゴリ	「エネルギー」「インフラ」「気候の安定性」
関連する SDGs	  
内容・対応方針	・営業活動や認知度向上に向けた講演活動の強化による再生可能エネルギー向け施工件数拡大
KPIと目標	【KPI】 再生可能エネルギー分野に関する溶射施工件数 【目標】 2026年度～2030年度の間に累計 20 件 (対象例) 風力発電、水素エネルギー、燃料アンモニア、バイオマス発電など (過去実績) 2023年度:1件 2024年度:2件 2025年度:1件



② 働きがい創造と人を大切にする経営の普及

インパクトの種類	社会的側面においてポジティブインパクトの増大 社会的側面においてネガティブインパクトの抑制
インパクトカテゴリ	「健康と安全性」「雇用」
関連する SDGs	 
内容・対応方針	①継続的な子育て支援策の維持・拡充と業務の引き継ぎ体制維持 ②健康診断当日の有所見者へのフォロー体制による健康経営の推進 ③時代に即した先進的な取り組みの継続と積極的な講演活動の実施による「人を大切にする経営」の普及
KPIと目標	【KPI】 ①男女育児休業取得率 ②特定保健指導率 ③「人的資本経営」に関する講演受講者数 【目標】 ①100%維持 ②2030年度までに 100% ③2026年度～2030年度の間に累計 2000 人 (過去実績) ①過去 3 年間(2023年度～2025年度):100%(11人/11人) ②過去 3 年間(2023年度～2025年度):0%(0人/45人) ③2023年度:263人 2024年度:312人 2025年度:190人

③ 地域社会の活性化

インパクトの種類	社会的側面においてポジティブインパクトの増大
インパクトカテゴリ	「教育」
関連する SDGs	 
内容・対応方針	・オープンファクトリーの広報活動と体制強化による積極的な受け入れ
KPIと目標	【KPI】 オープンファクトリー、子ども参観日の参加者数 【目標】 2026 年度～2030 年度の間に累計 1000 人 (過去実績) 2023 年度:未実施 2024 年度:50 人 2025 年度:107 人

④ 環境負荷の低減

インパクトの種類	環境的側面においてネガティブインパクトの抑制
インパクトカテゴリ	「気候の安定性」
関連する SDGs	 
内容・対応方針	・作業プロセスの最適化によるエネルギー効率の向上および継続的な改善策の検証
KPIと目標	【KPI】 売上あたり CO ₂ 排出量(原単位) 【目標】 新社屋増設後も稼働前(2025 年度)の実績値を目指す (過去実績) 2023 年度:57.5t-CO ₂ /億円 2024 年度:59.8t-CO ₂ /億円(前年比+4%) 2025 年度:62.8t-CO ₂ /億円(前年比+5%) ※当社 CO ₂ 排出量の内、約 8 割は電気であり、そのうち推計 2～3 割程度は本社事務所。新社屋は延床面積で旧社屋の 10 倍以上の規模で、電力使用量の大幅増加が見込まれる

(4) モニタリング

滋賀銀行は対象先の担当者との会合を少なくとも年に 1 回実施し、本 PIF で設定した KPI の進捗状況について共有する。日々の営業活動を通じた情報交換も行い対象先のインパクト実現に向けた支援を実施する。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシヤルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。